

## 広陵町地域公共交通計画策定委託業務に係るプロポーザル募集要領

### 1 目的

当町において、広陵町地域公共交通活性化協議会からの付託により、広陵町地域公共交通計画策定委託業務に当たり、公募型プロポーザル方式により事業者から提案を募るもの。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

広陵町地域公共交通計画策定委託業務（以下「本業務」という。）

#### (2) 業務内容

別紙「広陵町地域公共交通計画策定委託業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日（金）まで

#### (4) 事業費上限額

12,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

### 3 委託予定者の選定

本業務の委託予定者の選定については、業務の目的及び内容に最も適した者を選定するため、公募型プロポーザル方式によって行う。

合格基準点は60点以上とし、提案事業者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点(60点以上)に達していれば委託予定者とする。

### 4 事務手続及び事業スケジュール

#### (1) 公告日

令和8年6月15日（月）

#### (2) 参加表明書の提出期限

令和8年6月26日（金）正午まで

#### (3) 質問の受付

令和8年6月26日（金）正午まで

#### (4) 質問の回答

令和8年7月1日（水）

#### (5) 企画提案書等の提出期限

令和8年7月8日（水）17時まで

#### (6) 提案内容の審査（予定）日

令和8年7月15日（水）午後 及び 令和8年7月16日（木）午前 を予定  
予備日：令和8年7月21日（火）午後

#### (7) 選定審査結果通知

令和8年7月下旬を予定

### 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 広陵町の令和 8 年度における入札及び随意契約参加資格を有していること。有していない者は、参加表明書提出の前に速やかに手続を行うこと。
- (3) 参加表明書提出期限日以降において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 銀行の取引停止又は差押えを受けていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 過去 5 年間に地方公共団体との契約において、「地域公共交通計画」の策定又は公共交通に関する同種・類似の業務を仕様書「11 その他 (2)」に記載する管理技術者及び主任担当者が誠実に履行した実績があること。ただし、アンケート調査業務や印刷製本業務等の業務の一部のみを受託した実績は含まない。

## 6 質問の受付及び回答

提出書類等の質問については、その旨を記載した質問書（第 5 号様式）により、電子メールで提出することとし、件名を「**広陵町地域公共交通計画策定委託業務に係る質問**」とすること。質問が無い場合は、質問書の提出は不要とする。

なお、電話及び口頭による質問には回答しない。

※メール送信後、電話による受信確認を必ず行うこと。

### (1) 提出先

広陵町都市整備部都市整備課 toshika@town.nara-koryo.lg.jp

### (2) 質問の受付

令和 8 年 6 月 26 日（金）正午までに質問書（第 5 号様式）を提出すること。

### (3) 質問の回答

令和 8 年 7 月 1 日（水）中に、参加表明書（第 1 号様式）の提出があった者に対し、電子メールで回答する。

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

公募型プロポーザルへの参加希望者は、次に定める書類（企画提案書等）に必要事項を記載の上、提出すること。

#### ① 参加表明書（第 1 号様式）

※参加表明書の提出期限は令和 8 年 6 月 26 日（金）正午までとする。

#### ② 誓約書（第 2 号様式）

#### ③ 会社概要書（第 3 号様式）

#### ④ 実績調書（第 4 号様式）

#### ⑤ 業務実施及び連絡体制表（任意様式）

本業務を実施するに当たり、仕様書「11 その他 (2)」に記載する管理技術者及び主任担当者を必ず明記し、本業務に携わる全ての者の過去 5 年間の実績経歴及び保有資格等を記載すること（審査の対象とする。）。

#### ⑥ 企画提案書（任意様式）

・企画提案書表紙

- ・業務実施スケジュール
- ・企画提案書
  - (a) 企画提案書の様式は原則としてA4 版用紙縦置きで、横書き両面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは11ポイント以上とすること。補足資料は、必要に応じて、A4 版横、A3 版横でを使用すること。A3 版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。
  - (b) 企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ること。
  - (c) 使用言語は日本語とすること（ただし、専門用語を除く。）。
  - (d) 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、分かりやすい記載を心がけること。なお、企画提案書の記載内容は、仕様書「6 実施業務」に基づき記載すること。
- ⑦ 見積書(任意様式)
 

仕様書「6 実施業務」の各業務に基づいて内訳を作成すること。

## (2) 提出期限等

### ① 提出書類配布期間

公告日から令和8年7月下旬まで（予定）

※提出書類等は、ホームページからダウンロードにより入手すること。

### ② 提出期限

令和8年7月8日(水)17時までに提出すること。

※ただし、参加表明書の提出期限は令和8年6月26日(金)正午までとする。

### ③ 提出部数

正本1部＋副本6部

※本募集要領「7 企画提案書等の提出 (1) 提出書類 カ 企画提案書」については、電子メールにてPDFまたはOffice (Word、Excel 及び PowerPoint) 版の資料も併せて提出すること。大容量ファイル送信サービスを使用する場合、町で用意するため、事前に町に連絡すること。

### ④ 提出場所

広陵町都市整備部都市整備課(広陵町役場1階)

### ⑤ 提出方法

持参又は郵送等により提出すること。郵送の場合は、指定期日必着で次の宛先に郵送等すること。郵送方法が異なる場合は、受け付けない。

【宛 先】〒635-8515

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 583 番地 1

広陵町都市整備部都市整備課 宛

【メール】広陵町都市整備部都市整備課 toshika@town.nara-koryo.lg.jp

### ⑥ その他

- (a) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、提出された書類は、この提案以外の目的では使用しない。
- (b) 企画提案書等の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。ただし、町から指示があった場合を除く。
- (c) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。
  - (ア) 提出期限を過ぎて提出された場合

- (イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (ウ) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (エ) 見積金額が事業費上限額を超えている場合

## 8 審査について

- (1) 提案内容の審査日  
令和8年7月15日(水)午後 及び 令和8年7月16日(木)午前 を予定  
予備日：令和8年7月21日(火)午後
- (2) 審査方法  
提案内容については、対面でのプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、総合的に評価し、優秀であると認められた者を選定する。合格基準点は60点以上とし、提案事業者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点(60点以上)に達していれば委託予定者とする。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングについて
  - ① プレゼンテーション及びヒアリング時間  
1事業者につき40分(提案20分、質疑応答20分)
  - ② 提案者人数  
3名までとするが、管理技術者は必ず参加すること。
  - ③ 提案内容  
本募集要領「7 企画提案書等の提出 (1) 提出書類 カ 企画提案書」にある内容のみをプレゼンテーションすること。提案内容をパワーポイント等において投影して説明する場合は、PC等を持参すること。資料を投影する場合は大型モニター(HDMIケーブルで接続)を町で用意するため、使用予定の場合は事前に連絡すること。  
※パワーポイント及びPC等の使用は必須ではない。
  - ④ 提案内容の審査日の告知について  
令和8年7月9日(木)までに個別に電子メールにて実施時間を連絡する。
- (4) 評価基準  
別紙「広陵町地域公共交通計画策定委託業務に係るプロポーザル審査表」のとおり
- (5) 審査結果の通知  
審査の結果は、提案のあった全ての事業者にも文書により通知する。
- (6) 優先交渉者の決定  
審査の結果、最も評価の高かった者を交渉権第1位とし、契約締結に向けて交渉する。  
交渉の結果、契約に至らなかった場合、交渉権第2位である次点の事業者と交渉契約締結に向けて交渉する。

## 9 その他

- (1) 企画提案書等の作成、応募、本プロポーザルに要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) プロポーザル参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届(第6号様式)により届け出るものとする。
- (3) 企画提案書及び見積書については、1者につき1提案に限る。

以上